

愛知県立津島北翔高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 学級や学年を超えて行われる活動を通して、互いに思いやる心や好ましい人間関係や連帯感などの社会性を養う。
- (3) スポーツ活動や文化活動の担い手として、生涯に渡り主体的に参画できる能力を育てる。
- (4) 技術・競技力を向上させるだけでなく、豊かな人間性を育てる。

2 部活動について

(1) 本年度設置する部活動

① 運動部

野球、ソフトテニス、バスケットボール女子、バドミントン女子、バレーボール女子、ラグビー、陸上競技、剣道、柔道、卓球、登山

② 文化部

ボランティア、コンピュータ・簿記、茶華道、美術、演劇、英語、リベラルアーツクラブ

(2) 活動時間及び日数

① 休養日

学期中は、週当たり2日（平日に1日と週休日に1日）以上の休養日を設ける。大会等で週休日を休養日とできなかった場合は、平日や大会後の週末等に代替休養日を確保する。

② 活動時間

平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする（練習試合や大会等を除く）。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

③ その他

- ・定期考査発表日から定期考査終了時までには部活動を行わない。ただし、やむを得ず活動する際には、申請により校長が許可した場合のみ活動を認める。
- ・夏季休業中の『会議・行事等を行わない期間』、年末年始の『学校閉庁日』は原則部活動を行わない。ただし、大会等があり、やむを得ず活動する際は校長が許可した場合のみ活動を認める。
- ・長期休業中は、その意義を踏まえ、適切な休養日及び活動時間を設定する。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ・高体連、高野連、高文連が主催（または共催）の大会
- ・その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 運営について

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても部活動での指導における体罰等は決して許されないものであるという認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。